

第49号議案

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月27日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和29年品川区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表品川区子ども・子育て会議の項の次に次のように加える。

品川区児童福祉審議会	委員長	23,000円
	副委員長	21,000円
	委員	20,000円

別表品川区大気汚染障害者認定審査会の項の次に次のように加える。

品川区小児慢性特定疾病審査会	会長	23,000円
	委員	20,000円

付 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（説明）品川区児童福祉審議会および品川区小児慢性特定疾病審査会の委員の報酬日額を定める必要がある。